

福岡県公報

令和元年7月23日
第23号

目次

告示(第156号-第164号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 解除予定保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3

公告

- 宅地建物取引業者の免許の取消し (建築指導課) …………… 4
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) …………… 4
- 令和元年度種苗生産事業者講習会の開催について (林業振興課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通規制課) …………… 5

正誤

- 道路の占用の制限(令和元年7月福岡県告示第133号)中正誤 …………… 6

告示

福岡県告示第156号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
糸島市二丈深江 〃	谷口 利幸 谷口 修作	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区 (深江加入区)	小型船びき網漁業、 小型特定漁業及び小 型一般漁業

福岡県告示第157号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	久留米 柳川線	前	三潴郡大木町大字上八院 1861番1先から 三潴郡大木町大字上八院 1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	642.0

		後	三漕郡大木町大字上八院 1861番1先から 三漕郡大木町大字上八院 1587番1先まで	13.0 ～ 34.6	642.0
--	--	---	--	-------------------	-------

福岡県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年8月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三漕郡大木町大字上八院3208番10先から 三漕郡大木町大字上八院1587番1先まで

福岡県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
南筑後	県道	久留米柳川線	三漕郡大木町大字上八院3208番10先から 三漕郡大木町大字上八院1587番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月6日

福岡県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	久留米柳川線	三漕郡大木町大字八町牟田698番5先から 三漕郡大木町大字八町牟田696番1先まで

福岡県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	供用開始の区間
南筑後	県道	久留米柳川線	三潞郡大木町大字八町牟田698番5先から三潞郡大木町大字八町牟田696番1先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和元年8月6日

福岡県告示第162号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年7月23日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	犀川豊前線	豊前市大字大西610番1先から豊前市大字久路土14番1先まで

福岡県告示第163号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字上トドロ1222の3（次の図に示す部分に限る。）、1222の5、1222の6

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第164号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

1 解除予定保安林の所在場所

行橋市大字長井字陣山445の4、446の3、447の3、447の4、448の3、448の4、450の3から450の5まで

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

農道用地とするため

公 告

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小 川 洋

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事（2）第16711号	株式会社ハッピーホーム 代表者 竹末 一幸	福岡市早良区次郎丸2-10-2

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小 川 洋

土地改良区名	認可年月日
鹿毛馬土地改良区	令和元年7月10日

公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定に基づき、令和元年度種苗生産事業者講習会（以下「講習会」という。）を開催するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により次のように公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小 川 洋

1 講習会の日時及び場所

日 時	場 所
-----	-----

令和元年8月30日（金曜日）
午前10時00分～午後5時00分

久留米市山本町豊田1438番地2号
福岡県農林業総合試験場資源活用研究センター
研修室

2 受講資格者並びに講習科目及び時間

(1) 受講資格者

林業の用に供される樹木の繁殖の用に供される種子、穂木、茎、根及び苗木（幼苗を含む。）を配布の目的をもって採取し、若しくは育成する事業を行おうとする者又はこの事業に従事しようとする者

(2) 講習科目及び講習時間

講 習 科 目	講 習 時 間
種苗に関する法令 種苗の産地及び系統に関する事項 種苗の生産技術に関する事項	午前10時00分～正午 午後1時00分～午後3時00分 午後3時00分～午後5時00分

3 受講の申込方法

講習会の受講希望者は、令和元年8月21日（水曜日）までに、受講申込書（用紙は、県の各農林事務所林業振興課で交付する。）に講習手数料14,000円（福岡県領収証紙によること。）を添えて、県の各農林事務所林業振興課に提出すること。

4 問合せ先

名 称	所 在 地	電話番号
福岡県農林水産部 林業振興課造林係	福岡市博多区東公園7番7号	092-643-3548
福岡県福岡農林事務所 林業振興課	福岡市中央区赤坂一丁目8番8号 福岡西総合庁舎	092-735-6137
福岡県朝倉農林事務所 林業振興課	朝倉市甘木2014番地1 朝倉総合庁舎	0946-22-2731
福岡県八幡農林事務所 林業振興課	北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 八幡総合庁舎	093-601-5567
福岡県飯塚農林事務所 林業振興課	飯塚市新立岩8番1号 飯塚総合庁舎	0948-21-4965
福岡県筑後農林事務所 林業振興課	筑後市大字和泉606-1	0942-52-5188

福岡県行橋農林事務所
林業振興課

行橋市中央一丁目2番1号
行橋総合庁舎

0930-23-0387

5 注意事項

- (1) 講習会には、筆記用具を持参すること。
- (2) 提出された受講申込書及び講習手数料は、いかなる理由があっても返還しない。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市加布里字東岡浜196番1及び196番4
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市南区弥永一丁目3番23号
吉井 文江

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年7月23日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 (仮称) 万惣アルゾ宇美店
 - (2) 所在地 糟屋郡宇美町桜原一丁目4964番地5 外1筆
- 2 法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

周囲には住宅地が隣接しており、騒音対策の観点から以下の2点についてお願いします。

- ・ 民家側の室外機の騒音対策として、室外機置場周囲を防音パネルで囲う。
- ・ 営業時間は朝9時以降、夜は21時までとする。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年7月23日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1 一般国道の部3号の項中

北九州市門司区東本町1丁目6番24地先から同区清滝1丁目680番7地先まで

北九州市門司区片上町458番4から同市小倉北区砂津1丁目323番9地先まで

を 北九州市門司区東本町1丁目6番24地先から同市小倉北区砂津1丁目323番9地先まで に改める。

別表第1 県道の部都地姫浜線の項中「福重4丁目396番1」を「姫浜駅南2丁目217番」に改め、同部久留米基山筑紫野線の項の次に次のように加える。

甘木田主丸線

久留米市田主丸町豊城98番7先から同市田主丸町田主丸704番7先まで

朝倉市菩提寺576番4先から同市片延153番1先まで

別表第1 県道の部筑紫野三輪線の項の次に次のように加える。

飯塚大野城線	大野城市乙金東3丁目1217番13先から同市御笠川4丁目6番1先まで
	糟屋郡宇美町貴船3丁目1462番4先から同町貴船5丁目1460番22先まで
	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2652番7先から大野城市御笠川4丁目12番1先まで

別表第1 県道の部中

馬田頓田線	朝倉市馬田360番1先から同市一木101番先まで
甘木田主丸線	朝倉市菩提寺576番4先から同市片延153番1先まで

馬田頓田線	朝倉市馬田360番1先から同市一木101番先まで
-------	--------------------------

片縄下白水線	那珂川市片縄8丁目116番先から同市今光1丁目66番先まで
飯塚大野城線	糟屋郡宇美町貴船3丁目1462番4先から同町貴船5丁目1460番22先まで
	糟屋郡宇美町ゆりが丘3丁目2652番7先から大野城市御笠川4丁目12番1先まで

を

に、

を

片縄下白水線	那珂川市片縄8丁目116番先から同市今光1丁目66番先まで
--------	-------------------------------

に改め、同部三潞

上陽線の項の次に次のように加える。

菟田港線	京都郡菟田町磯浜町1丁目12番6先から同町磯浜町1丁目17番3先まで
------	------------------------------------

別表第1 市道の部福岡高速5号線の項の次に次のように加える。

栄町1号線	北九州市門司区栄町50番2地先から同区栄町266番1地先まで
-------	--------------------------------

別表第1 市道の部新門司1号線の項の次に次のように加える。

新門司6号線	北九州市門司区新門司3丁目37番地先から同区新門司3丁目59番地先まで
--------	-------------------------------------

別表第1 市道の部西港町1号線の項の次に次のように加える。

西港町2号線	北九州市小倉北区西港町15番24地先から同区西港町1000番24地先まで
--------	--------------------------------------

別表第1 市道の部黒門福浜線の項中「唐人町3丁目5番」を「黒門二区22番」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
1・7・5	18	告示	133	2		○	4		令和元年7月19日	令和元年7月5日